

秋田県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第30条の2第1項に基づき、告示する。

令和7年10月10日

秋田県知事 鈴木 健太

都市	町村	森林の所在場所		地番	全面積		保安林 指定面 積実測 又は見 込 (ヘク タール)	指定 の目 的	指定施業要件			
		(大字)	字		台帳 (平方 メート ル)	実測又 は見込 (ヘク タール)			立木の伐採の方法	立木の 伐採の 限度並 びに植 栽方法、 期間及 び樹種		
男鹿市		脇本脇 本	兜ヶ崎	73番1	19,190	実測 1.9190	実測 1.9190	土砂 の流 出の 防備	(告示 附属明 細書の とおり)	主伐と して伐 採する ことが できる 立木は 当該立 木の所 在する 市町村 に係る 市町村 森林整 備計画 で定め る標準 伐期齡 以上の ものと する。	(告示 附属明 細書の とおり)	(告示 附属明 細書の とおり)

(「告示附属明細書」は、省略し、その関係書類を秋田県農林水産部森林環境保全課、秋田県秋田地域振興局農林部及び男鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)